

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から48年3月までの期間及び同年10月から50年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から50年9月まで

昭和50年4月にA市からB市に転入した後、しばらくたってから自宅に当時の区長の訪問を受け、今回特例で10万円を払って国民年金に加入すれば過去の分を相殺され現在までは満額での年金加入となるとの説明を受け、夫と二人分20万円の保険料を払った。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年11月頃に夫婦連番で払い出されており、当時は国民年金の第2回特例納付期間であり、申立人が一緒に国民年金保険料を特例納付したとする申立人の夫は、36年4月から46年3月までの保険料を50年12月20日に特例納付したことが特殊台帳から確認できる。

また、申立人は、自分が家計の管理を行い、昭和50年末頃に夫婦二人分の国民年金保険料として集金人に20万円ほどを一括して特例納付したと主張しており、申立人が納付したとする金額は、申立人の夫の特例納付保険料と申立期間のうち納付できる保険料とを合算した金額におおむね一致していること、申立期間のうち、50年4月から同年9月までに係る申立人の夫の保険料は現年度納付となっていることなどから、申立内容に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人に係る国民年金母子年金受給権者台帳によると、該当条項欄に「37条1項1-イ」と記載されており、申立人の国民年金保険料の納付が記録どおりとすれば、母子年金の受給に係る保険料納付要件と該当条項と

の間において整合性がとれないことになり、当時の記録の管理に不適切な事務取扱が行われたことがうかがわれる。

一方、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの期間は、申立人が、国民年金の加入手続をした当時においては、国民年金保険料を特例納付及び過年度納付できない期間である上、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から48年3月までの期間及び同年10月から50年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年11月20日から32年11月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を32年11月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年8月から30年6月25日まで  
② 昭和31年11月20日から32年11月まで

年金記録では、A社に勤務していたのは昭和30年6月25日から31年11月20日までとなっているが、申立期間についても勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人の妻が提出した履歴書により、申立人が昭和29年8月から32年11月までA社に勤務していたことが推認できる上、当該期間は、申立人が同社を辞めた後に勤務していたB社が保管する従業員名簿の前歴欄に記載されている期間と一致している。

また、A社は昭和43年12月1日に適用事業所ではなくなっており、元事業主も、当時の資料は保管されておらず申立人の厚生年金保険の適用状況等について不明としているものの、申立期間当時、同社において申立人と同じ職種であった同僚は、「社員の職種や雇用形態が在職中に変わることは無かった。」と回答している上、当該同僚を含む複数の同僚は、自分が勤務していた期間の終期はオンライン記録と一致していると証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 31 年 11 月 20 日から 32 年 11 月 30 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

昭和 31 年 11 月から 32 年 10 月までの期間の標準報酬月額については、上記の同僚のうち、申立人と同時期に採用された同僚の標準報酬月額の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、当該期間において、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主は、「当時の資料は保管していないので不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認する関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、前述の履歴書及びB社の従業員名簿により、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、元事業主及び同僚からも当該期間に係る申立人の厚生年金保険の適用状況等に関する証言は得られない上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の前後の同僚の資格取得日を調査した結果、同社では、採用後数箇月してからまとめて従業員の厚生年金保険の資格取得手続を行っていた事情がうかがわれる。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録について、申立期間のうち、昭和53年12月から54年5月までを9万8,000円、54年6月から同年8月までを10万4,000円、54年12月から55年3月までを11万円、55年4月から同年9月まで及び同年11月を11万8,000円、55年12月から56年2月までを12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月21日から56年3月1日まで  
申立期間について、A社における標準報酬月額のオンライン記録は、給与明細書に記載された金額と相違しているため、正しい金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、昭和53年12月から54年5月までは9万8,000円、54年6月から同年8月までは10万4,000円、54年12月から55年3月までは11万円、55年4月から同年9月まで及び同年11月は11万8,000円、55年12月から56年2月までは12万

6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の資料は保管しておらず不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和52年10月から53年11月までの期間、54年9月から同年11月までの期間及び55年10月については、申立人の保険料控除額に基づく標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額より低額又は同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から45年5月までの期間、62年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年8月から45年5月まで  
② 昭和62年5月及び同年6月

昭和45年6月に国民年金に加入して、それ以前の申立期間①の国民年金保険料は、当月分に加えて集金人に納付していたのに申立期間①が未加入とされていることに納得できない。申立期間②の国民年金保険料は、役場に持って行って納付したのに未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料を昭和45年6月分から毎月の保険料に加えて納付していたと主張しているが、申立人が所持する45年10月9日発行の国民年金手帳において、資格取得日は45年6月1日と記載されており、昭和45年度国民年金印紙検認記録の4月及び5月の欄には支払不用のゴム印が押されている上、申立人に係るA町の国民年金被保険者名簿においても、資格取得年月日は45年6月1日となっており、45年5月までの保険料納付記録欄には斜線が引かれていることから、申立期間①は、国民年金に未加入の期間であり、保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間①当時、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であり、申立人は、国民年金の任意加入の対象であることから、国民年金手帳が夫と共に発行された昭和45年10月9日時点では、国民年金の被保険者資格を遡及して取得することはできない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、昭和56年9月に厚生年金保険の被保険者資格を取得したため、国民年金の被保険者資格を喪失していることがオンライン記録により確認できるところ、当該オンライン記録によると、生年月

日訂正届、資格喪失年月日訂正届（昭和 56 年 10 月 1 日を同年 9 月 25 日に訂正）及び 3 号被保険者の届出（平成 8 年 10 月 31 日取得）が平成 8 年 12 月 20 日に処理されていることが確認できる上、申立人が所持するオレンジ色の年金手帳には、5 年 8 月に変更した住所、8 年 12 月 20 日に訂正処理された後の生年月日及び資格喪失年月日が記載されており、A 町の電算記録には申立期間②に係る納付記録の記載は無く、平成 6 年度以降の納付記録が記載されていることを踏まえると、申立期間②に係る資格取得及び喪失の届出は、8 年 12 月 20 日に処理された生年月日訂正届、資格喪失年月日訂正届及び 3 号被保険者の届出と同時に手続されたものと推認でき、申立期間②当時、申立人は、国民年金に加入していなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年5月から50年9月まで

22歳までは大学に行っていてA市にいなかったが、帰省してからは、家族と共に国民年金保険料を毎月集金人のところに持参していた。帰省後直ちに納付となっているので20歳から納付していたと思う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出補助簿により昭和52年11月16日にA市に払い出されていることが確認できることから、申立期間当時は、国民年金に未加入である上、同市の申立人に係る国民年金被保険者名簿には「昭和52年12月20日届」と記載されており、同年12月22日には、当該時点において制度上納付が可能な50年10月を始期とした52年3月までの期間を過年度納付した記載があり、このことは、特殊台帳の記録でも確認できることから、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の住民票において、昭和42年4月5日から50年3月20日まではB県C郡D町に住所があることが確認できることから、A市は、「住民票が当市に無ければ国民年金の加入手続はできなかった。」と回答していることから、申立人は同市では国民年金に加入できなかったものと考えられるとともに、D町において、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 熊本厚生年金 事案 770

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から24年4月30日まで  
A社に勤務していた期間について、脱退手当金を受け取った覚えが無いので、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和24年7月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 熊本厚生年金 事案 771 (事案 560 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年6月1日から25年4月7日まで  
② 昭和25年6月6日から33年8月1日まで

申立期間は、脱退手当金を支給したとの記録になっているが、脱退手当金の受給手続を行っておらず、受給した記憶が無いので、受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月後の昭和33年10月7日に支給決定されており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を意味する「脱手 33.10.2」の記載が認められ、申立期間の脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。また、申立人が申立期間に勤務していたA社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の前後25人の女性のうち、申立人の資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した脱退手当金の受給権を有する2人の支給記録を調査したところ、2人とも脱退手当金の支給記録があり、2人とも資格喪失日から6か月以内に支給決定されている上、申立期間当時の同僚から、「退職する際に社会保険事務担当者から脱退手当金の説明を聞いたが、自分は断った。」との証言があることや当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性も否定できない。さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき、平成22年9月29日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな資料や証拠は無いものの、脱退手当金を受

給した記憶が無いので、脱退手当金を受給していないとの主張を認めてほしいと再度申立てを行っているものであるが、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認めることはできないことに加えて、今回再申立てを受け、A社B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の前後50人の女性のうち、申立人の資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した脱退手当金の受給権を有する4人の支給記録を調査したところ、4人とも資格喪失後6か月以内に支給決定されている脱退手当金の記録が認められ、事業主による代理請求の可能性をうかがわせるものとなっている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 熊本厚生年金 事案 772

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 42 年 4 月 28 日まで  
年金事務所の記録によると、A社を退職後、脱退手当金を支給したこととなっているが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金については、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年7月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 12 日から 38 年 9 月 1 日まで  
年金事務所の記録によると、A社を退職後、脱退手当金を支給したこととなっているが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金については、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和38年12月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者原票における申立人の前後101人（申立人を含む。）を調査したところ、申立人の資格喪失日から前後2年以内に資格喪失した女性で、かつ当該事業所を退職時に受給資格を有する12人のうち7人が6か月以内に脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 23 日から 41 年 12 月 27 日まで  
② 昭和 42 年 7 月 22 日から 46 年 2 月 21 日まで

私が会社を退職する際、退職金は無く、脱退手当金も受給していないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に誤りは無く、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和46年7月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。